

地方交付税の充実に関する要望

地方交付税は、地方公共団体の固有財源として、地方自治の根幹をなす重要な地方一般財源である。また、社会経済情勢の変化、地方分権の進展及び増大する行政需要に的確に対応するため、都市自治体においては、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全化に努めているところであるが、都市の安定的な財政運営が図られるよう、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講ぜられたい。

- 1．都市の財政運営に支障がないよう、地方交付税率の引上げ等により地方交付税総額を安定的に確保すること。
- 2．基準財政需要額の算定に当たっては、都市的財政需要の実態に即し、算定費目の拡大、単位費用の引上げ等を図ること。
- 3．地方債の元利償還金に対する交付税算入率の引上げ及び対象事業の拡大を図ること。
- 4．国の一般会計を経由せずに、交付税特別会計への直接繰入れを図ること。

以上要望する。